

# 消費者の利益を守る法律

## 生活 パイロット

性があります。国民の月制定、2004年6月改正)をはじめとし、国や県などの地方公共団体の責務であります。例えば、

昨年9月1日、国に

おいて消費者行政を一元的に担う消費者庁が発足しました。県でも1日から、これまで県庁とアイネスで取り扱ってきた消費生活に関する業務が、アイネスへ一元化されています。

偽装表示、欠陥商品、悪質商法などによる消費者被害は後を絶たず、誰もが身近な事故や被害に遭遇する可能性があります。

安全・安心を確保するのは、国や県などの地方公共団体の責務であります。企業ももちろん、安全な製品・サービスを提供する責務を負わなければなりません。また、消費者自身も、正しい理解やより一層の注意が必要とされています。

▼消費者契約法：事業者と消費者が結ぶ契約について、事業者に一定の不当な勧誘や困惑させる行為があったときは、消費者に契約の取り消しを認める法律です。

▼消費生活用製品安全法：製品による危害の発生を防止するため、製造および販売を規制するとともに、安全確保に関する民間事業者の自主的な活動を

促進する法律です。▼特定商取引に関する法律：訪問販売など消費者トラブルを生じやすい取引類型について、事業者による不正な勧誘行為などを取り締まるとともに、クーリングオフなどの民

## 来月、講演会やパネル展

促進する法律です。

▼特定商取引に関する法律：訪問販売など

消費者トラブルを生じ

やすい取引類型につい

て、事業者による不正

な勧誘行為などを取り

締まるとともに、ク

ーリングオフなどの民

事ルールを定めていま

す。

▼消費者安全法：消

費生活相談などの事務

を行う消費生活センタ

ーを法律上位置付け、

消費者被害の発生・拡

大の防止のための措

置や、すき間事案につ

いて事業者に対する勧

告や命令などの規定を

定めています。

このほか、「不当景

品類及び不当表示防止法」「食品安全基本法」「宅地建物取引業法」「貸金業法」などがある。

▼消費者安全法：消費者ウイーク」を実施します。多くの皆さん

の参加をお待ちしてい

ます。問い合わせは、ア

イネス(☎097・5

34・2038)まで。

(県消費生活・男女

共同企画「ラザ」アイ

ネス、☎097・53

4・0999消費生

活相談電話)